大医発第 323-1 号
2019 年 11 月 8 日

国公私立医科大学長
国公私立大学医学部長　殿
各関係機関の長

大阪医科大学
学長　大槻　勝紀
（公印省略）

予防・社会医学講座法医学教室担当教授の公募期間延長について（依頼）

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本学では予防・社会医学講座法医学教室担当教授選考を行うことになり、公募しておりましたが、この度、公募期間を 2019 年 12 月 9 日（月）まで延長することといたしました。

つきましては、同封の本学教授候補者選考規則（抜粋）および応募要項により教授を公募いたしますので、ご多用のところ恐縮に存じますが、関係各位へのご周知方並びに適任者のご推薦方お願い申し上げます。

今回の公募におきましては、医師免許を有し、かつ、法医解剖・鑑定の実績を十分に積み、法医学に優れた研究業績と深い学識をもち解剖と研究を推進していただくとともに、法医学領域全般の医学教育を担当し、教室運営にご尽力いただける方を希望しております。

本学では任期制（教授については任期 10 年、再任可）が導入されており、大学院担当については、別途、本学大学院医学研究科教授会において審議を行うことになっております。

また、応募者の方々には、選考の過程でご来学の上、面談［1 月 7 日（火）の予定］・プレゼンテーション［2 月 5 日（水）の予定］をご依頼する場合がありますことを申し添えます。

敬白

予防・社会医学講座法医学教室担当教授候補者応募要項

大阪医科大学教授候補者選考規則第６条に従い、応募は自薦又は他薦によります。

A．提出書類

（１）履歴書（様式 1）

（２）研究業績

①研究業績一覧（様式 2-A）

②研究業績集計一覧（様式 2-B）

③主要論文（別刷；コピー可）5 編各 1 部

（３）教育業績（様式 3）

（４）教育・研究の概要と抱負（様式 4-A、様式 4-B）

（５）法医解剖の実績紹介（様式 5-A）

（６）主たる解剖実績数一覧（様式 5-B）

（７）推薦書（様式 6）

（８）同意書（様式 7）

B．提出期日　　2019 年 12 月 9 日（月）17 時　必着

C．提 出 先　　〒569-8686　大阪府高槻市大学町 2 番 7 号
大阪医科大学総務部人事課気付
予防・社会医学講座法医学教室担当教授選考委員会
Tel: 072-683-1221（代）内線 2992（担当：人事課　藤原、若林）

注１）上記様式は大阪医科大学ホームページ（http://www.osaka-med.ac.jp）の採用情報にアクセスし、ダウンロードしてご使用ください。

注２）封筒の表に「予防・社会医学講座法医学教室担当教授応募書類在中」と朱書し、郵送の場合は書留便としてください。

注３）他薦の場合には必ず推薦書（様式 6）とともに推薦に対する同意書（様式 7）を提出してください。

注４）ご提出いただきました書類の個人情報については、大阪医科大学予防・社会医学講座法医学教室担当教授選考の目的以外には使用しないことをお約束いたします。

注５）応募書類は原則返却いたしません。主要論文の返却を希望される場合は、返送用封筒を同封してください。

大阪医科大学教授候補者選考規則（抜粋）

（総　則）

第１条　大阪医科大学（以下、「本学」という。）教授選考は、本学が設置する各学部の教授会規則に基づき行われる。

第２条　本学教授は、本学の発展に真に寄与する人格と学識を有し、健康であって、教育、研究において、その責にたえ得る人でなければならない。

第３条　教授の欠員が生じた場合、又は教育、研究を一層充実させる目的で教授の増員の必要が生じた場合は、教授選考をできるだけ速やかに行い、教育、研究に支障なきを期さねばならない。

第４条　教授選考に際しては、本学の全学的意見を反映した選考方針に則って推進され、選考委員会における選考並びに教授会における適格性の審査は、公正かつ円滑に行われなければならない。

（選考の手続）

第５条　教授選考方針は、選考委員会で立案ののち教授会において決定され、公表されるものとする。

第６条　応募者の公募は、学長名をもって選考委員会がこれを行う。応募は自薦又は他薦によるもので、他薦の場合は、本人の同意書を必要とする。

第７条　応募者は、教育、研究の内容及び履歴書を選考委員会に提出しなければならない。

第８条　選考委員会は、選考方針に従って各応募者につき充分な調査と公正な審議を行い、医学部においては、原則として３名以上５名以内を選考し、看護学部においては、原則として１名以上３名以内を選考し、委員長は教授会に選考の経過を報告し、その資料を提出する。

第９条　教授会は、選考委員会の委員長から報告を受けた応募者につき、２週間以後速やかに教授会における適格性の審査を行う。

第１０条 適格性の審査の終了とともに、学長は直ちにその結果を理事会に報告し、理事会の決定後遅滞なく、本人への通知を含めた就任のためのすべての手続を完了する。